

今回の豪雨災害で被災された農業法人等が「農業生産活動の復旧」するまでの間(3か月～最長2年間)、「**農の雇用事業**」(次世代経営者育成タイプ)を活用して、従業員の雇用を維持し、他の農業法人等に研修目的で派遣する場合に必要な経費を支援します！

従業員を国内外の先進農業法人や他産業の法人に派遣
経営ノウハウ等をOJTで学びます



派遣研修終了後1年以内に
研修成果を活かした部門責任者等に登用すること等！

【助成対象経費】

- ①派遣する従業員の研修に伴う
転居費、住居費、交通費のほか
受入法人に支払う研修負担金も
助成対象になります
- ②派遣した従業員の代わりに人員を
雇う場合には、代替職員の人件費

派遣元農業法人等(被災経営者)に対し
月額最大10万円
助成します！
(①②合計)

【助成期間】 最短3か月～最長2年間

「研修を開始した日から助成期間」とすることができ、事業採択からが対象となります！

「農の雇用事業」(次世代経営者育成タイプ)とは？

農業法人等の従業員を、国内外の他法人（農業・異業種）に派遣し、実践研修を通じて経営ノウハウを習得することで、経営感覚の優れた次世代経営者を育成する取り組みを支援する事業です。

被災した農業法人等の従業員の方々の雇用を維持しつつ、他の法人へ派遣し研修をさせる場合に、**派遣される従業員の研修経費（研修生の転居費、住居費、交通費のほか受入法人に対して支払う研修負担金も対象）**について、派遣元農業法人等に対し助成します。

募集について

随時募集します。

(応募を検討される方は、一般社団法人熊本県農業会議(☎096-384-3333)までお問合せください。)

*被災農業法人等からは**複数名の派遣が可能です！**

事業参加に当たっての主な要件<詳しい要件はHPか農業会議等まで>

- ① 派遣元農業法人等は、概ね年間を通じて農業を営む事業体（農業法人、家族経営、農業サービス事業体等）であること
- ② 研修に派遣する従業員を研修終了後、1年以内に役員又は研修成果を活かした部門責任者等、経営の中核を担う役職に登用することを確約していること
〔家族経営の場合は、経営を移譲すること又は経営を法人化した上で役員等に登用することを確約していること〕
- ③ 派遣元農業法人等と受入法人は人材育成を目的とした契約を結び、研修に派遣する従業員を労働災害補償保険及び雇用保険に加入させること
- ④ 派遣する従業員は、上記契約日時点で原則55歳未満であること

◆申込み・問い合わせは **一般社団法人熊本県農業会議**
(☎096-384-3333)へご連絡ください。
募集要領等はHPをご覧ください！

URL <https://be-farmer.jp/nounokoyou/next/>

